

根浜海岸砂浜再生懇談会

設立趣意書

根浜海岸は、白砂青松を有する陸中海岸屈指の海水浴場として知られ、地域に親しまれていたと共に、震災前は海水浴を初めとする年間4万人以上の観光客でにぎわっていた釜石市の中心的な観光地であった。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災による津波や地盤沈下により、砂浜が消失した。

震災後、根浜海岸には徐々に砂が戻りつつあるが、釜石市が先に行った検討では、失われた砂浜が自然回復するには、数百年オーダーの時間を要するとの調査結果が得られている。

根浜海岸のある鵜住居地域は、スポーツと観光の拠点として復興が進められており、ラグビーワールドカップ2019™釜石大会が開催されるスタジアム、駅前の観光交流施設等の建設と併せて、根浜海岸の復活が切望されている。

以上のことから、観光資源、海岸の防護及び海岸環境の保全に大きな役割を果たしていた砂浜の復元について、別途設置する「根浜海岸復興養浜技術検討委員会」で砂浜の人工再生の技術的可能性を検討することとしており、砂浜と深いかかわりをもってきた地域の方々に検討の状況をお伝えするとともに、地域のご意見やご要望を委員会での検討に活かすため、本懇談会を設置するものである。

根浜海岸砂浜再生懇談会規約

(主旨)

第1条 この規約は、岩手県における根浜海岸砂浜再生懇談会(以下「懇談会」という。)の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 懇談会は、東日本大震災津波に伴い消失した、根浜海岸の砂浜の再生(養浜)に係る技術的検討をする根浜海岸復興養浜技術検討委員会(以下「委員会」という。)へ地元意見を反映させ、委員会の検討結果を情報共有することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 懇談会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 砂浜再生の可能性検討に関して地元としての意見を取りまとめ、委員会の検討結果を情報共有すること。
- (2) その他目的の達成にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 懇談会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員は、岩手県沿岸広域振興局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。
- 4 関係行政機関の職員である委員に事故があるときは、その委員の指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、事務局より指名する。
- 3 座長は、会務を総務し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 懇談会は、岩手県沿岸広域振興局長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 座長が必要と認める場合は、委員以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、岩手県沿岸広域振興局土木部において処理する。

2 事務局は、懇談会の庶務を委託することができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で協議する。

附 則

この規約は、平成29年6月27日から施行する。

別表

根浜海岸砂浜再生懇談会 委員名簿（案）

（敬称略）

分 類	氏 名	所属機関・団体名	備 考
学識経験者	田 中 仁	東北大学大学院 工学研究科 教授	

行政委員

分 類	氏 名	所属機関・団体名	備 考
研究機関(水産)	煙 山 彰	岩手県水産技術センター 所長	
県（防潮堤管理者）	高 橋 昭 雄	沿岸広域振興局農林部長	
県（漁港管理者）	阿 部 繁 弘	沿岸広域振興局水産部長	
県（一般公共海岸管理者）	柚 亨	沿岸広域振興局土木部長	
釜石市	似 内 敏 行	釜石市産業振興部長	

地域代表者

分類	氏名	所属機関・団体名	備考
市民団体	前川 昭七	根浜親交会 会長	
NPO	柏崎 龍太郎	釜石東部漁協管内復興市民会議 会長	
〃	岩崎 昭子	一般社団法人根浜MIND 代表理事	
漁業関係者	小川原 泉	釜石東部漁業協同組合 組合長	
ユーザー代表	小林 格也	釜石市トライアスロン協会 会長	
経済・観光	澤田 政男	釜石観光物産協会 会長	
観光	伊藤 聡	A&Fグリーンツーリズム実行委員会 副会長	
環境	鈴木 弘文	釜石植物の会 会長	
〃	臼澤 良一	環境パートナーシップいわて	

事務局

分類	所属機関・団体名	備考
県（防潮堤管理者）	沿岸広域振興局農林部	
県（漁港管理者）	沿岸広域振興局水産部	
県（一般公共海岸管理者）	沿岸広域振興局土木部	
釜石市	釜石市産業振興部商業観光課	
〃	釜石市産業振興部水産課	